

機会を逃した人も受けられます

日本脳炎定期予防接種には第1期に3回(3歳から7歳6カ月未満が対象)・第2期に1回(9歳から13歳未満が対象)の接種機会があります。

日本脳炎の予防接種後に重い病気になるという事例があったことをきっかけに、平成17年度から平成21年度まで、積極的な勧奨は行われませんでした。

その後、新たなワクチンが開発されたため、現在では日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになりましたが、平成17～21年度に予防接種を受ける機会を逃した

た人のために、予防接種法の一部改正が行われました。この改正により、平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの人に、接種ができるようになりました(接種費用は市が負担)。

第1期〓初回接種は6～28日間隔で2回、追加接種は初回接種の終了後おおむね1年後に1回実施します

接種方法と回数

第1期〓初回接種は6～28日間隔

第2期〓第1期の接種が完了した9歳以上の人が第1期の最終接種日から6日以上の間隔をおいて1回接種します

市内に転入した人で、日本脳炎予防接種の間診票を持っていない人は、健康増進課に問い合わせください。

種してください

〇第1期を1回接種済みの人：6

〇第1期を2回接種済みの人：残りの1回を接種してください

〇第1期を1回接種済みの人：残りの1回を接種してください

〇第2期〓第1期の接種が完了した9歳以上の人が第1期の最終接種日から6日以上の間隔をおいて1回接種します

市内に転入した人で、日本脳炎予防接種の間診票を持っていない人は、健康増進課に問い合わせください。

種してください

〇第1期を1回接種済みの人：6

接種医療機関

医療機関名	電話番号
長谷川医院	22-0070
石原医院	22-0550
京増内科クリニック	22-1717
大田クリニック	23-2100
ひらの内科	23-8070
いとうこどもクリニック	20-3325
むらまつクリニック	20-5551
石川医院	20-1700
いしがみ医院	26-2888
わたなベクリニック	36-7878
木下医院	27-7222
渡辺小児科医院	28-1212
伊藤医院	35-0101
麻野クリニック	35-4588
鳥居内科医院	27-3456
黒田内科診療所	26-3251
小児科川辺医院	27-5377
つかだファミリークリニック	26-4750
瓜生小児科	26-2333
小田内科医院	28-2256
中島医院	27-3454
根本内科外科医院	96-2829
矢野医院	96-0071
国保大栄診療所	73-2333
なのはなクリニック	49-0533
成田病院	22-1500
聖マリア記念病院	32-0711

日本脳炎問診票配布表

平成7年6月1日～平成10年5月31日生まれ	→	第2期末接種者へ救済措置問診票を今回個別通知済み 第1期接種が未完了の人で、第1期救済措置用問診票を持っていない人は健康増進課で手続きが必要
平成10年6月1日～平成14年5月31日生まれ	→	第2期は、9歳の誕生日の翌日に送付した問診票を使用して接種 第1期接種が未完了の人で、第1期救済措置用問診票*を持っていない人は健康増進課で手続きが必要
平成14年6月1日～平成15年12月31日生まれ	→	第2期間診票は9歳の誕生日の翌月に送付予定 第1期接種が未完了の人には、第1期救済措置用問診票を今回個別通知済み
平成16年1月1日～平成19年4月1日生まれ	→	第1期間診票は生後2カ月の誕生日の翌月に「成田市予防接種問診票 つづり」として送付済み

平成23年6月現在7歳6カ月を過ぎている人は、9歳の誕生日まで(救済措置として)接種ができませんでしたが、今回の法改正では7歳6カ月～8歳の人にも救済措置対象となります。第1期接種が未接種の人には、第1期救済措置用問診票を送付しました。

*9歳の誕生日の翌日に送付済み